

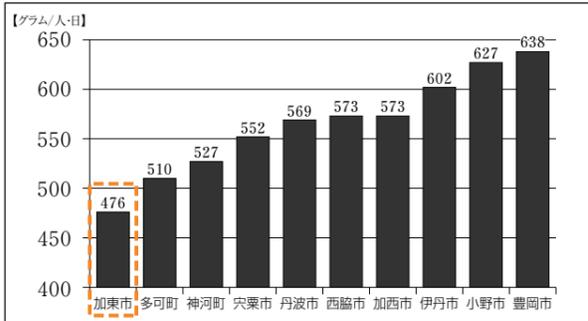
# 加東市、家庭ごみの少ないまちV2！ 家庭ごみ量でも最小値を更新しました！



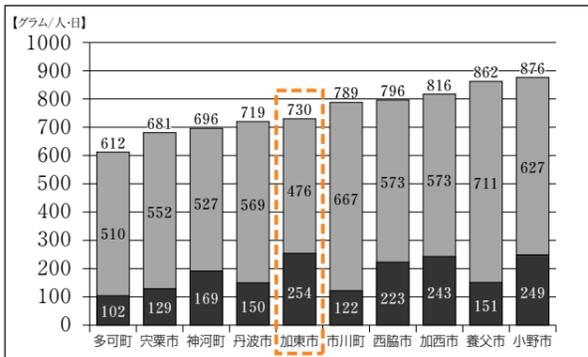
環境省による「平成24年度一般廃棄物処理実態調査」で、兵庫県41市町（29市12町）における1人1日あたりのごみ量が発表されました。加東市は、2年連続で、家庭ごみの排出量が一番少ないまちとなりました（グラフ①参照）。

この結果は、市民のみならず「ごみを減らし、ごみを出さない」という高い意識のもと、マイバッグや生ごみの水切りを実践していただいている成果にほかなりません。

グラフ① 県下の家庭ごみ量ベスト10



グラフ② 県下のごみ全体量ベスト10



また、家庭ごとと事業所ごみを合わせた「ごみ全体」の排出量も、県下で5位（昨年4位）と、上位を保っています（グラフ②参照）。

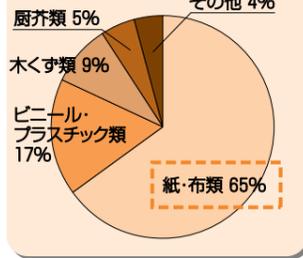
より環境にやさしい、住みよいまちにしていくためにも市民のみならず、事業者のみならず、市役所が一体となつてごみの減量・再資源化に取り組んでいく必要があります。さらなる減量を進め、ごみが一番少ないまちを目指しましょう！

## 「雑がみ」のリサイクルをお願いします

平成25年度の燃えるごみの内訳によると、資源としてリサイクルできる紙が、燃えるごみに多く出されていることが分かります（グラフ③のとおり）。

これまでから高い意識で分別していただいている新聞紙・ダンボール・雑誌・紙パックに加えて、燃えるごみとして出してしまいがちな「雑がみ」（広告・封筒・コピー用紙・メモ用紙・お菓子の紙箱など）も、分別してリサイクルをお願いします。リサイクルされる際は、資源ごみ集団回収をぜひご利用ください。

グラフ③ 加東市の燃えるごみの内訳（平成25年度）



問い合わせ  
市民安全部生活課（庁舎1階）  
☎43・0503

## 消費者生活相談窓口からのお知らせ

### 再び増加！ 架空請求にご注意を！

「電子メールで、覚えのない請求が届いた。どうしたらよいだろうか」等の架空請求に関する相談が増えています。警察庁によると、平成26年上半期の架空請求の被害は前年の同期に比べて急増しており、被害総額は3倍の約81億円に増加しています。

請求してきた業者に連絡をとったり、料金を支払ったりすることで請求がエスカレートし、多額のお金を支払ってしまったケースも見受けられます。

また、パソコンや携帯電話・スマートフォンなどで、興味本位にインターネットのサイトをクリックしたら、いきなり登録完了の画面が出て、高額な料金を請求されたといったトラブルも後を絶ちません。

### 消費者へのアドバイス

- 身に覚えのない請求は無視しましょう。
- あわてて業者に連絡をしないようにしましょう。連絡をすると、あなたの氏名や電話番号などの個人情報を知られてしまい、料金を請求する電話がかかってくるなどの恐れがあります。
- あわててお金を送らないようにしましょう。銀行振り込みではなく、救済がより難しい宅配便や郵送で現金を送らせる手口が多くなっています。

困ったときには、すぐに消費生活相談窓口でご相談ください。

問い合わせ 加東市消費生活相談窓口（庁舎1階・生活課内）  
☎43・0502



## 公的年金からの個人住民税の特別徴収制度について

毎年4月1日において、65歳以上の公的年金等受給者で個人住民税（市・県民税）の納税義務がある方は、公的年金等に係る所得金額から計算した個人住民税が、公的年金等の老齢基礎年金部分から特別徴収（天引き）されます。（老齢基礎年金等の金額が年間18万円未満の方など、対象外となる場合もあります）

新たに特別徴収となる場合は、年税額の2分の1を上半期（6月・8月）に普通徴収（納付書または口座振替）で

納付いただき、年税額の2分の1を下半期（10月・12月・2月）に公的年金等から特別徴収（天引き）させていただきます。（表①参照）

また、翌年度も引き続き特別徴収となる場合は、上半期（4月・6月・8月）は2月分と同額を、下半期（10月・12月・2月）は当該年度の年税額から上半期の徴収済額を控除した残額の3分の1ずつを特別徴収させていただきます。（表②参照）

表① 特別徴収の開始年度

徴収区分	普通徴収		年金特別徴収		
	上半期		下半期		
期					
該当月	6月(第1期)	8月(第2期)	10月	12月	2月
税額	年税額の1/4ずつ		年税額の1/6ずつ		

表② 特別徴収の継続年度

徴収区分	年金特別徴収					
	上半期（仮徴収）			下半期（本徴収）		
期						
該当月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	前年度の2月に徴収した額と同額ずつ			年税額から仮徴収した額を差し引いた額の1/3ずつ		

## 法人市民税法人税割の税率改正のお知らせ

平成26年度の税制改正で、法人市民税の法人税割の一部が国教化され、平成26年10月1日以後に開始する事業年度から、法人市民税の法人税割の税率が引き下げられます。

これに伴い、加東市の法人市民税法人税割の税率を次のとおり変更します。

### 法人市民税法人税割の税率

事業年度の区分	税率
平成26年9月30日までに開始した事業年度	12.3%
平成26年10月1日以後に開始する事業年度	9.7%

※今回の税制改正に伴い、平成26年10月1日以後に開始する最初の事業年度の予定申告額について、法人税割は「前事業年度の法人税割額×4.7÷前事業年度の月数」（通常は「6÷前事業年度の月数」）とする経過措置を実施します。

問い合わせ  
総務部税務課（庁舎1階）  
☎43・0396

## なぜなに？ 加東

### 今回の疑問 水道料金について



わたしがお答えします！  
上下水道部管理課長 服部 紹吾

### これから料金は高くなるの？ 安くなるの？

水道の料金形態は、お家に通してある水道管の口径や使用量等によって、それぞれのまちで個々に決められています。全く同じ条件でも、均一に定められたものではないため、場合によって加東市のほうが高くなることも、安くなることもありえます。

加東市の場合、比較的使用量が少ない单身の方や人数が少ない世帯では、水道料金が近隣のまちより安くなります。「うちは家族が多いのに、



どうすればいいんだ」という方もご安心を。水は貴重なものです。節水に努めていただき、使う量を減らしていけば、自ずと料金は安くなります。工夫していただくことにより、これまでよりも安い料金で利用していただくことは可能であると思います。資源を守るためにも、安い料金で利用いただくためにも、節水にご協力ください。

加東市の配水量の約半分は兵庫県から買っている水です。そちらの単価が軽減されれば、加東市も合わせて料金を安くできるかと思えます。また、市内に約430kmある配水管の管理費用等を捻出するため、人口減の時代を迎えるにあたり、料金を高く設定しなければならぬことも考えられますが、現在のところ近々に値上げする予定はありません。

問い合わせ  
上下水道部管理課（庁舎3階）  
☎43・0533